

第19回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事録

1. 日時 : 令和6年5月31日(金) 17:00~17:21
2. 場所 : 合同庁舎8号館1階S103会見室
3. 出席者 :
(委員) 富田哲郎議長

○事務局 お時間になりましたので、規制改革推進会議の事後のブリーフィングを始めさせていただきますと思います。

最初に、富田議長から一言お願いします。

○富田議長 規制改革推進会議の議長を仰せつかっております富田でございます。よろしくお願ひいたします。

本日、岸田総理と河野大臣に御出席いただきまして、議題1として、「ライドシェア事業に係る法制度についての論点整理」について、議題2として、「規制改革推進に関する答申(案)」について議論を行いました。

今期の会議では、岸田総理がかねてより示されております利用者起点に立った考え方の中で、移動難民というのでしょうか、移動に不自由を感じていらっしゃる方々、地域で病気により移動などに苦勞されていらっしゃる、あるいは治療を受けるための移動に不便を感じていらっしゃる患者の方々、要介護者と言われる方々、その御家族の方々、被災者、そういった特に非常に困難な状況にある方々に寄り添う形で社会変革を実現する改革を推進しています。今回、多くの事項が答申として結実しております。

例えば、能登半島地震で明らかになりました災害時のドローンのさらなる活用方策、遠隔地の薬剤師が不在の店舗における医薬品の販売、要介護者、特にがん患者やその家族に寄り添う要介護認定の迅速化と正確性の確保、さらにフリーランスとかギグワーカーと言われる方々の保護、また、副業・兼業の円滑化、こういった多くの成果を取りまとめてまいりました。

中でも、ライドシェアの課題につきましては、地域の移動の不足を解消し、いわゆる移動の自由を確保するという観点から、利用者起点でまさに忌憚のない様々な議論が行われました。自家用車活用事業の創設など、既に動き出した部分もあるわけでございますが、様々な規制・制度改革を実現したところでございます。

あわせて、本件に関しましては、今後の課題に関する規制改革推進会議の意見も議決されまして、タクシー事業者以外の者によるライドシェア事業を位置づける法制度について論点整理を踏まえ、次期通常国会への法案提出も視野に年末に向けて法案化作業を直ちに開始すべきことなどを提案させていただいております。

また、ライドシェアに関しては、モニタリングの実施の期間などについて委員の皆様から

の意見がございました。そして、河野大臣からもコメントがございましたけれども、これは後ほど事務方から御紹介していただきたいと思えます。

政府におかれましては、本答申の各事項を着実に取り組んでいただき、一人一人の国民が豊かさとウェルビーイング、幸福感を実感できる経済社会が実現するように努めていただくことを期待しております。

私から冒頭に以上でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 議長、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、本日の資料と会議の議事について簡潔に御紹介をさせていただきます。

まず、先ほど議長から御紹介がございましたけれども、本日は資料1として「ライドシェア事業に係る法制度についての論点整理」ということで、内閣府及び国土交通省が共同で作成した資料をお配りしてございます。

こちらについては、簡潔に申し上げますと、自家用車活用事業等の効果を、期限を定めず、適切な期間で定量的に丁寧な評価を行い、適時適切に改善を行うことが望ましいということがまず1点目でございます。

Ⅱに書いてございますけれども、そういう考え方を踏まえて、地域の担い手不足、移動の不足の解消の観点から、この制度の改善が不足への対策として十分でないと考えられる場合に備え、総合的な交通政策の観点を踏まえて、1から7に書いている事項について法制度等の議論を行う必要がある、こういう形で整理をさせていただいてございます。

続きまして、資料2-1でございますけれども、「規制改革推進に関する答申」（概要）というのでごく簡単に御説明させていただきますと、まず軸としては3本柱、革新的サービスの社会実装、2つ目として、スタートアップの成長基盤の整備、3つ目の柱として、良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動という3つの柱を立てているところでございます。

まず、1つ目の柱については、先ほど議長からもお話がございましたように、ライドシェア以外にも、物流、観光、公共、医療、介護、通信、多々の分野について一定の規制改革事項を取りまとめたところでございます。

スタートアップのところについても、政府調達でスタートアップの参入を後押しすることであるとか、定款認証を見直していくといった取組を記載してございます。

3つ目の柱でございますけれども、良質な雇用の確保ということで、フリーランス、ギグワーカーの保護、偽装請負の防止といった取組などを取りまとめたところでございます。

資料2-1の別紙のほうでございますけれども、ライドシェア関係の項目について、多数ございますので別の紙として紹介をさせていただいているところでございます。

右側のほうは大部分が措置済み事項でございますので、左側の自家用車活用事業等について簡単に御紹介させていただきますと、先ほどの論点整理の御説明とも重なりますけれども、モニタリングと制度の不断の改善を行っていく、新規参入を促進していく、あと、自家用車活用事業の運行管理をデジタル化していく、結果として柔軟な働き方実現を通じたドライバーを確保していくということを記載してございます。

さらに、右下に、今後の課題についての規制改革推進会議の意見として、これは国交省等の関係省庁と合意をしたという位置づけのものではございませんけれども、タクシー事業者以外の者によるライドシェア事業を位置づける法制度について、国会への法案提出時期であるとか法案化作業等々について御意見をいただいているところでございます。

続きまして、本日の会議において主な御指摘について御紹介させていただきますと、まず、ライドシェアに関する御意見が相当多いところではございましたけれども、ライドシェアについて期限を定めて議論をしていくべきではないかということについて、かなり多くの御意見をいただいたところでございます。

その他、労働分野であるとか、医療関係のタスクシフト・タスクシェアみたいなところについてことをしっかりと進めていくべきではないかとか、あるいは、個別分野を超えて人口減少社会での規制改革、競争政策の在り方を整理して規制改革を進めることが大事ではないかとか、そういった御意見をいただいているところでございます。

その上で、河野大臣からは、速報で未定稿で原稿を作っておりますので、後で御希望の方にはお渡しさせていただきますけれども、先ほどの期限というところについて若干関連するのだろうと思ってございますけれども、簡単に御紹介をさせていただきますと、大事なことは、全国で移動の足不足が解消され、移動の自由を確立することが国民のために何より大切なことだと思います。まずは、データをまずはデータを充実させて、各種のモニタリングを行いながら、アジャイルに日本版ライドシェア制度の改善を進めていきたいと思っております。

そして、昨日の岸田総理の御指示にもありましたように、モニタリングと検証に並行して、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、法制度を含めて事業の在り方の議論を進めるということで、仮に移動の足不足が全ての地域では解消できないということになれば、速やかに次のステップに移行できるようにしっかりと準備を進めていく必要があると思っております。

規制改革推進会議におきまして、4月以降、モニタリング、検証を行ってきたところでございますので、今後、様々な地域で日本版ライドシェアあるいは78条2号が始まります。少なくとも年内はモニタリング、検証をしっかり継続し、日本全国の移動の制約の解消状況をきちんと見てまいりたい。そして、必要であるならば次のステップへの移行を考えたいと思っております。こういった御挨拶をいただいております。

最後に、締めとして総理の御発言をいただいております。こちらについては、正式なものは官邸のホームページに出ますので御覧いただければと思います。あくまで私どもが事務局で聞き取ったものについて、正確な聞き取りデータと若干一致しないところがございますけれども、御紹介をさせていただければと思います。

ライドシェアのところについて、恐らく御関心があるかと思っておりますので、引用させていただきますと、「特に、デジタルを活用して、全国の移動の足不足の解消への道筋をつけるという観点から、規制改革推進会議における議論を踏まえ、安全を前提に、いわゆるライドシェアを全国で広く利用できるようにする必要があります。斉藤大臣及び河野大臣におかれては、全国の移動の足不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行ってください。その一環として、できるだけ早期に、その時点での検証結果の

評価を行ってください。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、本日の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進めてください」、こういった御指示をいただいたところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。あとは、御質問をいただければ回答させていただきたいと思っております。どなたからでもよろしくお願ひいたします。

まず、現場にいらっしゃる方から御質問にお答えしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。どなたからでもよろしくお願ひいたします。

先に、議長に対する御質問がもしございましたらお願ひいたします。

○記者 ありがとうございます。

今日のメインのメニューに並んでいることではないのですが、スイッチOTC化の加速ですが、これまで進めてきて、さらに強力に進めるということだと思っておりますけれども、スイッチOTC化の必要性についてどうお考えになっているかをお伺ひしたいと思っております。

○事務局 個別のテーマは後で。

○事務局 事務的なことなので。

○記者 考え方だけ伺うことは可能ですか。難しいですか。難しければ大丈夫です。

○事務局 よろしければ事務方のほうからお答えさせていただきたいと思っております。後ほどお答えさせていただきます。

議長に対して全体的な話について、ほかにありますでしょうか。

○記者 今期を振り返って御発言いただきたいのですが、デジタル行財政改革会議ができて、総理の指示の下にライドシェアも大きく動いてきたかと思うのですが、そういう全体像、総理の指示を踏まえて規制改革に、これまでなかなか難しかった分野も取り組んできたと思うのですが、その評価をお願ひいたします。

○冨田議長 ありがとうございます。

総理からも、いわゆる利用者の視点に立って、もう一度行政サービスの在り方、あるいは社会の基盤を支えているサービス、こういったものの在り方を考え直すべきではないかと。そのための規制改革という視点で議論を進めるようにという御指示をいただいたものと理解しております。

私から申し上げるまでもないのですが、今、日本の社会の中で非常に大きな課題は少子高齢化、そして、その中で人手不足、とりわけ介護とか保育、あるいは今回のライドシェアのような移動のサービスとか、医療のサービスとか、社会の基盤を支えている、なくてはならないサービスが十分に供給できないという課題が生まれてきていると思っております。これをどうやって解決していけるのか。

これについては、いろいろな立場から様々な御意見もあります。なかなかすぐに結論が出ていく部分もあるわけですが、10月以来、約8か月、関係の委員の方々が5つワーキング・グループをつくっていただいて熱心に議論していただきまして、そうした意見を踏まえて、内閣府をはじめ関係の各省庁の方々にすり合わせもしていただいて、今日、答申案を出すことができました。この間の関係の皆様御尽力、委員の方々の御努力に対して心から御礼を申し上げます。

今回の答申の中でも、ライドシェアなどで、まだまだ議論すべき点、論点整理が残っております。こういった問題について、時間をかけないで具体的な現実的な解決策を何とか早く出していきたくて考えておりますし、ぜひ総理のおっしゃる利用者起点に立った社会改革を今後とも進めてまいりたい、このように思っております。

以上です。

○記者 もう一点だけ、ライドシェアに関して、昨日3者間の合意で、議論はするけれども、特定の期限は設けないということで合意していますけれども、今回、次期通常国会に法案提出も視野に法案化作業を直ちに開始すべきだという推進会議の意見を盛り込んだ狙いとか思いという部分を議長からいただけますでしょうか。

○富田議長 多くの委員の方から、いつまでも議論ばかりしているのではなく、規制改革推進会議としての方向感をやはり早く出してもらいたいという意見がかなりございました。そういう意味で、規制改革推進会議としての意見書も出しているところであります。

ただ、論点整理にもありますように、まだまだ整理すべき課題がたくさんあるように思いますし、こういったものは非常に重要な課題でございますので、これについての議論を十分に尽くして、また、現実、現状がどうなっているか、これはいわゆる過疎地の問題、中小都市の問題、中核的な地方都市の問題、大都市の問題、かなり状況が違うと思いますので、そういった点をよく踏まえながら議論を詰めていく必要があるのではないかと考えております。

○事務局 よろしいでしょうか。

○記者 今週月曜日に国交大臣が河野大臣と面会しまして、その際にこのように申し上げたそうです。法整備については触れないでほしいということとその時点で国交省が申し入れたわけですが、こういった意見については議長としてはどのようにお考えでしょうか。

○富田議長 大臣同士の間でどのようなお話があったのか、直接私も伺っていないわけですので、コメントしにくい部分だということになると思いますけれども、いずれにしても、今申し上げたとおり、モニタリング、検証をしながら、また新しい制度の在り方について並行して議論していこうではないか、こういう方向でお二人でお話しされたということだと思いますので、十分に必要な論点について、現状を踏まえながら、データも集めながら、議論していただきたいと思っております。

○記者 先ほど、議長がまだ議論が必要な課題がたくさんあるとお話しされていたと思うのですが、医療と介護でまだ議論が必要だとお感じのテーマはございますでしょうか。

○富田議長 今回、医療・介護の分野につきましても、デジタル技術を活用した要介護認定の迅速化の問題とか、あるいは介護、保育、障害福祉分野の合併、事業譲渡手続の明確化、こういったものもかなり進んでございます。

まだまだ完璧ではないという意味で課題があると申し上げたわけで、当面の解決していくべき方向性については今回の答申の中で打ち出せたのではないかと考えております。

○事務局 では、最後に。

○記者 先ほどのライドシェアのところで、議長の御発言に関して改めて確認ですけれども、今日の議論の中では期限を区切って議論すべきという意見もたくさん出たということですか。

けれども、議長自身のお考えとしては、期限を区切るべきなのか、その場合はどれぐらいのめどなのか、あるいは期限を区切らずに国交省が延長するようにひとまず議論を続けるということなのか、どういうふうにお考えなのかを教えてください。

○富田議長 新しい自家用車活用事業とか自家用有償旅客運送制度は、動き出している部分もあるわけですので、こういったものも利用状況とか普及状況を見ながら、また、それだけでは十分に移動の足が不足している問題を解決できない部分があるとすれば、それに対する対応策を並行して考えていく必要があると思います。

期限について、これをあらかじめ設けることが可能なのかどうか、また、それが適当なのかどうかというのは様々な意見があると思いますけれども、これについては今後、関係省庁の中で議論を尽くしながら行っていくのが適切だと思っておりますし、今日もそういう趣旨で私からは御報告を申し上げております。

○事務局 オンラインの方はいらっしゃいますか。

○事務局 なかったです。

○事務局 では、こちらで議長は退室されます。

○富田議長 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。